

大嘗宮の中垣に就いて

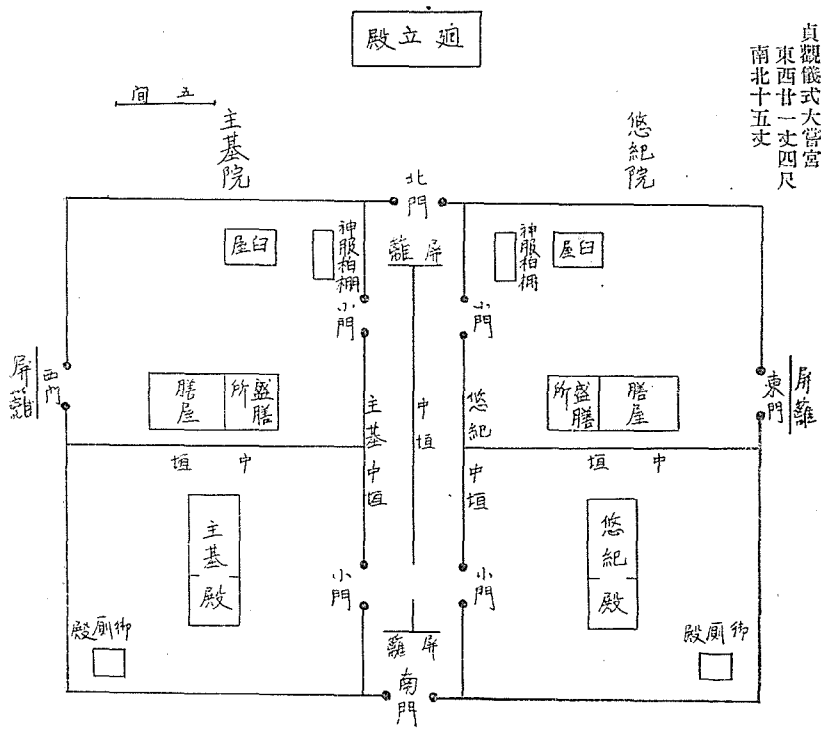
出雲路 通次郎

一

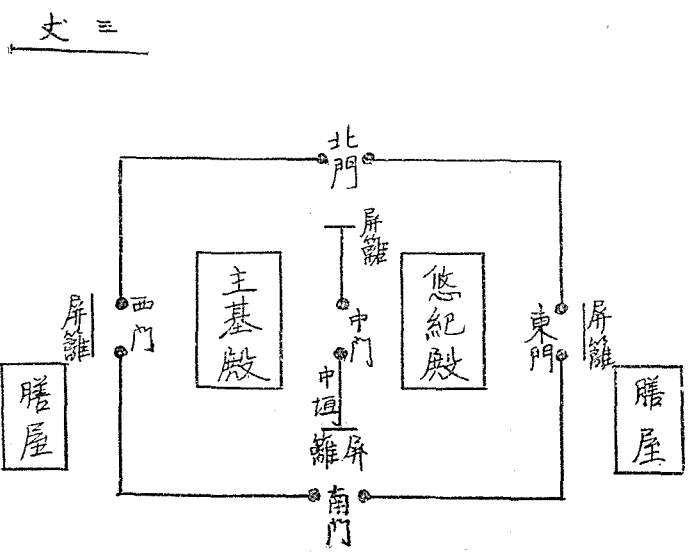
大嘗宮及之に屬する屋舎門墻等は、貞觀儀式以來、部分的に若干の變遷があるが、その大體の廣袤は、仁安度の頃も尙略同様であつたやうである。然るに東山天皇貞享の御再興以後は、宮域の關係等から、大なる變遷を生じた。勿論その後仁孝天皇文政度には、膳屋を東西に置かれ、明治四年度には、廻立殿を古の如く正北に復され、大正度には附屬屋舎の増加等の差異はあるが、主要なる殿屋の配置は、貞享以來殊に文政度の例を基礎とせ

られてをる。故に大嘗宮の平面は、大體に於て、中絶以前と、再興以後とに分つことが出来るやうである。今その二様の大體を圖示すると、(圖は次頁にあり)かくの如く、最も重要な悠紀主基兩殿及南北兩門は、その廣袤大小に大なる變遷は無いが、その他は隨分變化してをる。但しこの貞觀儀式の平面圖は大内裏圖考證に示されてあり、古事類苑にも引證してあるが、悠紀主基兩院ともに、各南北二門合せて四門ありとした爲め、白屋、神服柏棚、中垣等皆その位置又は距離を誤つてをる。勿論この南

貞觀儀式大宮宮
東西廿一丈四尺
南北十五丈



文政度大宮宮
東西(築垣)九丈
南北六丈



北兩門の誤は、曾て赤堀又次郎氏が、その著「御即位と大嘗祭」に指摘せられてをうて、この誤は、儀式及延喜式の楯矛敷設の數と兵庫寮にて造る數との對照で明であり、又儀式の大嘗宮鎮地の儀の次第によつても知ることが出来る。

今儀式の平面圖に就いて概説すると、悠紀主基兩院は、中央なる南北の中垣を以て分ち、更にその兩側に中垣を設け、又兩院ともに東西行の中垣を立て、その南方の一區を正殿の所在とし、北方の一區を膳屋、柏棚、白殿の所在とし、その外部はすべて柴垣を以て圍み、四方の門には皆屏籬を立て、全く神聖なる區域内たることを明にせられてをる。これは八省院の龍尾壇前に齋場を定められたのであるから、當に然るべきこと、はいへ極めて嚴肅にして徹底した構立であつた。殊に注意すべきは、南北中垣が三重となつてをることである。併しその造營は、全體が七日間で竣功した

のであるから、規模は嚴肅であるが、構造は簡素であつたこと、察せられる。

然るに眞享以後のは、皇居の紫宸殿前に構立せられたのであるから、兩正殿を主として、その他の屋舎は便宜に隨はれ、柴垣も止むを得ざる程度とせられたやうに窺はれる。當初は兩膳屋を月花門の傍に假設されたのであるから、神饌行立なども、僅に東西神門内の柴垣の陰に於ける假の盛膳所から催されたので、上述の如く文政度に至つて始めて東西神門外に各膳屋を興されたのであるから、これは固より止むを得ないことで、申すも畏いことである。併しこゝに一つ御再興以來屢當路有司の考慮に上つたかのやうに窺はれるのは、中垣の神門及廻立殿より正殿に進御の御道筋である。

二

近世の大嘗宮は、上圖の如く南北の中垣は一行

で、中央に東西に面する神門即鳥居がある。然るにこの神門は、中垣の状態が異なつてをると共に古の貞觀の制の位置とは異なつてをるが、何故こゝに立てられたかを察するに、伏見院御記正應元年十一月の條に

入自天嘗宮北鳥居並悠紀殿西南鳥居至神殿南階下
又康富記永享二年十一月の條に

御巫中臣猿女忌部等跪候鳥居内主殿取松明候階下
此間西面南鳥居外立柱松略中出西面南鳥居著左近小
忌幄給次開門陣官人開大嘗宮南鳥居柴扉

(北山抄に次開門。○中次大忌親王入自西門。大臣以下入自南門。○ある西門もこの中垣の南方に西面してをる鳥居を指してをるのであらう。天仁記に自大嘗宮北門入經悠紀殿西布單上自南面褰簾簾入御さあるのは、西面の鳥居通御のこゝを略したのであらう。)

などある所の西面の鳥居を経て、悠紀殿に進み給ふことが重要なる典例と認められ、宮城の關係上

中垣は一行となつたが、なほその中央にこの鳥居を立てられたものと想はれるのである。

三

中垣及其の神門に伴うて考ふべきは、即ち兩殿に進御の御道筋である。即ち悠紀殿へはこの西門を通過し給ふとして、主基殿の際には如何にすべきか。今貞享以來明治度までの御例を窺うに、凡左の三様である。

ア、悠紀殿の時のみ中門を通御し、主基殿には中門の通御が無い。

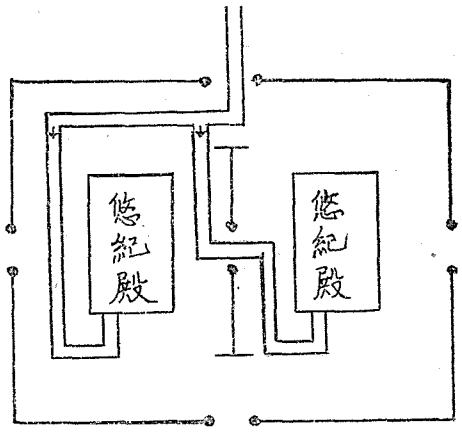
イ、中門を東西より交互に、兩度ともに通御になる。

ウ、兩度ともに、中門の通御が無い。

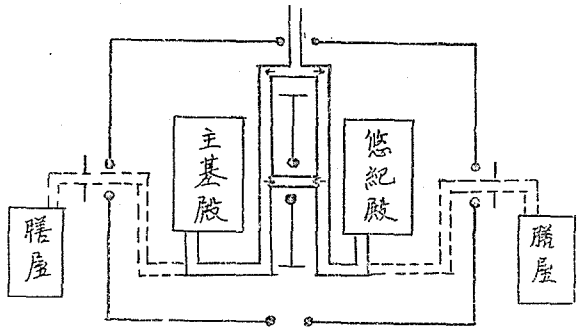
以上の中、「ア」は貞享の大嘗會私記に傳ふるところで、悠紀殿には彼の伏見院御記等の記述の如く西門(西面南鳥居)の通御によられたやうであるが主基殿には通御が無い。蓋しこれは主基殿にも悠紀殿同様に、西方より南階に進御になるべきもの

とせられた爲めであらう。但し貞享頃とおもはるゝ或る假名記に、

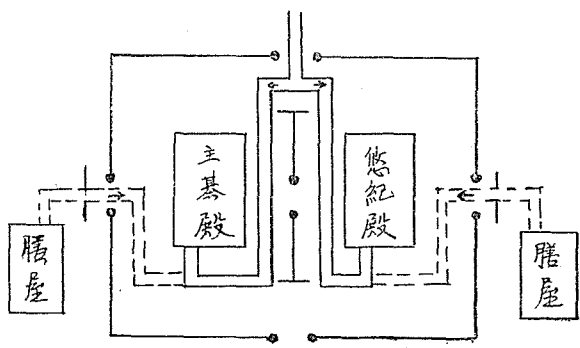
主基の殿の東南をへて南めん西のまのさばりより入御とあるのは、注意すべきことで、これによると主



(イ)



(ウ)



大嘗宮にいたりて北門を入れて南行して小門を東面して入(以上悠紀殿の儀)。中略 出御の儀はじめ(悠紀)のごましたし北門をらせ給ひ後いさゝか西におれて南行

基殿へは、同殿の東より西へ廻つて進御になつたことになる。これには或は下に引く天仁記の東方御経過の記事が影響してをるのであらう。次に

「イ」は所謂結んで通御になるのであつて、近世の大部分の御例である。大正度もこの御道筋であつたと拜聞する。但し明和元年、同八年度などの次第書に

從大嘗宮北門並悠紀殿西入自南面戸

經大嘗宮北門並主基殿東入自南面戸

とあるのは、一見次の「ウ」の御道筋の如く思はれるが、實はその間に中門を交互に通御になつてをすることは、多くの平面圖によつて知られる。次に「ウ」の御道筋は、悠紀には悠紀院のみ、主基には主基院のみを通御になるのであるが、中垣の門は全く不用の姿である。明治度がそれであつたやうである。

以上の數様を生じたのは何故か、これは要するに中垣の門の通御といふことが、重要な理由となるのであらう。これに就いては、古の貞觀の制は如何であつたか、何故にその中垣を三行とせら

れたかを考へて見る必要があると思ふ。

四

抑も大嘗宮の悠紀主基兩殿は、夕の御食曉の御食の御殿であつて、これは各別の神を祭祀し給うのでは無く、同一の祭神に夕御食曉御食を獻り、且つ親しく天皇の夕御食曉御食を聞食するのであることは云ふまでも無い。即大嘗祭とその性質を一にする新嘗祭は、同一の神嘉殿に於いて、同じく夕曉の御食の兩度の御親祭を行はせられ、又古へ新嘗祭と共に、重要な御親祭であつた六月十二月の神今食の御儀も、亦神嘉殿に於て同様その儀を行はせられたのである。神宮は勿論、その他の神社にも、朝夕の御饌を獻る例は少くない。

かく兩殿の儀は同一の祭神に對するのであるのに、之を別殿とせられたのは、すべてこの大嘗祭は、最重最大の祭祀であるが故に、たゞこの嘗殿のみでは無く、祭儀の主要なことに就いては、一

度用ゐたものは二度用ゐられないことゝなつてを
る。即御祭儀の最も重要な御飯御酒の料となる
べき御稻を、各別の地方に供納せしめらるゝ事も
それである。尤もこれには附帶の理由も伴うやう
であるが、同一の田に於いて作つたものを兩儀に
用ゐられないことが、根本義であると窺はれる。

天武天皇の時には、新嘗祭にも齋田を兩國に定め
られたことが見えてをる。併しこれは餘りに大層
であるから、その御大嘗祭のみとなつたのであら
う。又御親祭に於ける御服即御齋服も廻立殿に二
具備へられ、夕のは曉に用ゐられないことゝなつ
てをる。兵範記に次著御齋服今度又供也とあり、
また件祭服曉夕料各一具也とあつて、古來の御例
である。なほ廻立殿の小忌の御湯に供せられる釜
殿の御釜の如きも、同記仁安三年の條に

立釜殿居新釜二

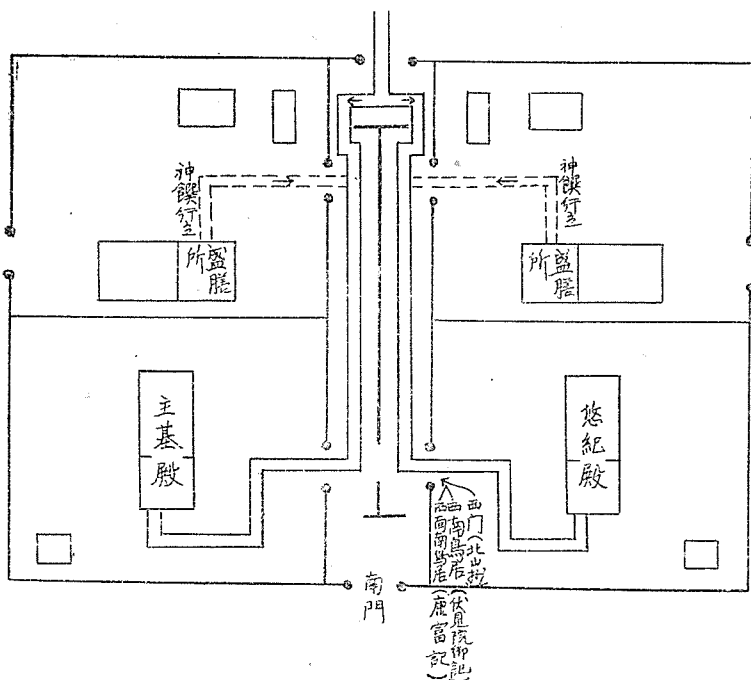
悠紀主基各一口
居之南北相並

とあつて、かゝる用具をも之を別たれてをるので

あつた。以上の數例によつても、祭祀の度毎に御
殿を改めらるゝ精神を察することが出来る。

かく正殿を別にせらるゝのみならず、上述の如
く之に附屬する膳屋、盛膳所、神服柏棚、白殿も
亦各別に造營せられ、更にその區域をも二分し、
各柴垣を繞らしてこれを兩院とせられた。然るに
中垣は中央一行にても兩院の別を立て得るに、何
故に三重とせられたかと云へば、貞觀の制は、膳
屋及附屬の建物を北方に置き、南方の正殿と區劃
する爲めに、其間に東西横斷の中垣を設けられた
そこでその兩區の通路及北門より進御の御通路の
爲めに、中垣の東西に各一丈五尺を距てゝ副垣を
設け、この南北（儀式に南北兩端とあるが、南北
の垣からは、各三丈距つた位置であると注してを
る。）に二小門を開き、神饌行立はこの二小門を経
過することゝし、廻立殿よりの進御には北門を入
り、

貞觀儀式 進御御道筋



圖示の如く、各副垣の南方の小門を經過して、悠紀主基兩殿に到り給ふものと考へられる。天仁記に

丑剋御主基殿作法同上但經大嘗宮東方入自南。御廁在西南故也。

とあるのは、主基殿はすべて悠紀殿と同規の御殿であるから、先づ殿の西方へ廻り、更に東に向つて南階に進み給ふべきなれど御廁殿の爲、東側より西へ向はれたとの意味を述べたのであらう。これで御道筋は左右相稱となるのであるが、この天仁記によれば、當時中垣の南小門は稍北に倚つてをるやうである。

五

これによれば、悠紀主基の兩院を劃すべき中央の中垣には神門無く(南端の屏籬より一丈を距る處に若干の道を通じてあるが

神門は無いのである)以て儀式に謂はゆる、中分
之東爲悠紀院、西爲主基院の意義を明にし、(古
へ兩院を兩齋國が分擔して造營した時には、この
中央の中垣十丈は、兩國が中分して之を造つたの
である)その内側の副垣に門を設けて、悠紀殿に
進御の際に主基院の地を經給はず、主基殿にも亦
悠紀院を經給ふこと無く、以て兩院區分の主旨即
一度用ゐたものは二度用ゐられない本義を徹底せ
られたものと竊に考へるのである。

貞享以來は何分宮地の狹隘なる爲、大體に於て
兩殿本位であつて、兩院本位たること能はなかつ
たやうである。吾人はこゝにこの中垣に就いても
古の制式の極めて意義深く、周到なる注意を拂は
れてをつたことを念うのである。